（　石井　通春　議員　１－　１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平成２６年　　月　　日　　　　　時　　分受理 | | 受付順位 |  |
| 発言順位 |  |
| **発　　言　　通　　告　　書**  　　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　　　１１番　石井通春　㊞  　　次のとおり通知します。 | | | |
| 発言の種類 | 代表質問　　　一般質問　　　緊急質問 | | |
| 一般質問方式 | 再質問以降は（包括・一問一答）方式 | | |
| １. 標　題 | 「障がい」をもつ子供の通学手段支援の充実を  　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） | | |
| 藤枝市内の特別支援学校には近隣市町から多数の「障がい」を持つお子さんが通学している。  　そのほとんどが直通運転の送迎バスによる通学であり、親は安心して子供を自宅から学校まで通わす事が出来ているが、高校生になると「基本的に通学は自分自身で」という事からこれまで利用できた送迎バスがほとんど利用出来なくなっている実態がある。  　それを補完する制度として、市の制度としての地域生活支援事業（移動支援事業）があるが、通学の為に使える期間は３カ月までとされ、サービスを受け持つ事業者の態勢も整っていない。  「障がい」の程度は子供個々によって異なり誰もが３カ月で１人で通学できるものではない。実情に応じた対応策を講じるべきではないか。 | | | |

（　石井　通春　議員　２－１）

|  |  |
| --- | --- |
| ２. 標　題 | 学童保育拡充の課題と、子ども・子育て支援新制度  　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） |
| 来年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」で、保育園・幼稚園だけでなく学童保育も大きな転換点を迎える事になる。この新制度は、財界が保育を儲けの対象として、公的責任をいかに外し参入しやすくしていく事が真の目的であり、子供の成長を考えたものではないが、そうした中でも市が新たに定める事になる条例や基準でその弊害をある程度食い止め、より良いものにして行く事は十分に可能である。  　一昨年の８月に国会で成立した新制度は、わずか２年足らずで実施される拙速なスケジュールであり、事業計画を作る自治体はどこも苦労している。  先日の健康福祉委員協議会での説明では９月議会に条例制定、１０月に「子ども・子育て支援事業計画」を作成するとの事であった。将来の本市の学童保育がどうなるかは、この条例と計画によるところが大きいし、今議会での議論が実質的に最後になる。「選ばれる町藤枝」の肝は子育て支援の充実であり、新制度においても保育の質は下げない、と２月議会で私の質問に対する答弁がある。  これまでは新制度における保育園の在り方を中心に議論をしてきたが、今回は学童保育を中心に市の考えを問う。  　現状で学童保育の数がまだ足らないという認識であるか。  　多くの保護者の願いは６年生までの学童保育の実施である。今回の児童福祉法の改定で対象児童を６年生まで引き上げている。前々回の市長選挙での公約でもあり、道半ばであるこの課題克服に向けて今後どう取り組んでいくか。  　保育時間は現状１８時まで（実質１８時半頃）であるが、保育園を卒園したほとんどの子供が学童に行くわけで、保育園に準じて１９時まで実施すべきではないか。  　小学生が1年間学校で過ごす時間は1221時間に対し、学童保育で過ごす時間1681時間と460時間も多い（2012年全国学童保育調査）子供の生活する施設の場として、市の条例で設備基準をどのように設けるか。国が示す設備運営基準以上の形を講じていく考えはあるか。  学童保育の“かなめ“は直接的に子供達の安全な生活を保障する仕事を受け持っている指導員である。指導員の在り方如何によって学童保育の内容が大きく変わる事は間違いない。指導員はそうした専門性が求められる職種であるという認識であるか。  昨年度より時給制の臨時職員から月給制の嘱託職員となったが、指導員の置かれている状況はそうした専門性に見合った待遇と言えるか。厚労省提示の基準にある研修内容でのスキルアップを含め、待遇改善をどのように図っていくか。  　 市内のほとんどの学童で保護者会活動がない。（総会だけという活動実態のない学校も多くある）よりよい学童保育にして行くためには、新たに定める市条例で保護者会活動の確立の為に措置を講じていくべきではないか。  　国において、文科省「放課後子供教室」と厚労省「学童保育」を一体化した放課後子供対策が画策されている。共働き一人親家庭の子供の毎日の生活の場である学童保育と、全ての子供を対象に参加したい子供達が参加する「放課後子供教室」は全く別であり相容れるものではない。新条例でそれぞれの目的を明確に区別していくべきではないか。 | |

　　　　　　　　　　　　　　　　（※　内容は詳細に記入してください）